

【表紙】	
【提出書類】	変更報告書
【根拠条文】	法第27条の25第1項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	永田 豊志
【住所又は本店所在地】	東京都新宿区四谷三栄町
【報告義務発生日】	令和2年12月16日
【提出日】	令和2年12月24日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	2
【提出形態】	その他
【変更報告書提出事由】	共同保有者の追加

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社ショーケース
証券コード	3909
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所市場第一部

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	永田 豊志
住所又は本店所在地	東京都新宿区四谷三栄町
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	会社役員
勤務先名称	株式会社ショーケース
勤務先住所	東京都港区六本木1丁目9番9号

【法人の場合】

設立年月日	
代表者氏名	
代表者役職	
事業内容	

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	株式会社ショーケース 執行役員CFO 平野井順一
電話番号	03-6866-8555

(2)【保有目的】

発行会社の役員であり、安定株主として長期保有するためであります

(3)【重要提案行為等】

該当事項はありません。

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	1,201,200		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 1,201,200	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		1,201,200
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (令和2年12月16日現在)	V	8,553,900
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		14.04
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		17.71

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

2020年11月27日付けで、提出者保有の普通株式80,000株に関して、対象会社取締役、監査役及び執行役員（従業員）が譲受人となる譲渡予約権契約を締結した。当該契約上、当該権利は、契約書締結日2020年11月27日から2025年11月26日（満期日）までの間に金融商品取引所における対象会社普通株式の普通取引終値が一度でも行使価格（1株あたり758円）に40%を乗じた価格を下回った場合、予約権者は残存するすべての当該オプションを行使価格に100%を乗じた価格で2025年11月26日（満期日）までに行使しなければならないとされている。但し、次に挙げる場合に該当するときはこの限りではない。

- (a) 対象会社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
- (b) 対象会社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかった事が判明した場合
- (c) 対象会社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本契約締結日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
- (d) その他、対象会社が予約権者の信頼を著しく害するとの客観的に認められる行為をなした場合（行使可能期間は2020年11月27日から2025年11月26日まで。行使価格は1株あたり758円。）

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	11,859
借入金額計（X）（千円）	14,000
その他金額計（Y）（千円）	
上記（Y）の内訳	平成25年7月20日 株式分割（1：200）により335,601株 無償取得 平成28年4月1日 株式分割（1：2）により337,800株 無償取得 平成28年8月1日 株式分割（1：2）により675,600株 無償取得 平成28年12月8日 150,000株を処分
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	25,859

【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額（千円）
株式会社みずほ銀行（新橋支店）	銀行	林 信秀	東京都千代田区大手町一丁目5番5号（大手町タワー）	2	14,000

【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地

第3 【共同保有者に関する事項】

1 【共同保有者 / 1】

(1) 【共同保有者の概要】

【共同保有者】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	AI inside株式会社
住所又は本店所在地	東京都渋谷区渋谷三丁目8番12号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	平成27年8月3日
代表者氏名	渡久地 択
代表者役職	代表取締役社長CEO
事業内容	人工知能および関連する情報サービス・提供

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	AI inside株式会社 執行役員CFO 高橋 政史
電話番号	03(5468)5041(代表)

(2) 【上記共同保有者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	1,771,100		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 1,771,100	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		1,771,100
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （令和2年12月16日現在）	V	8,553,900
上記提出者の株券等保有割合（％） （ $T / (U+V) \times 100$ ）		20.71
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（％）		

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1【提出者及び共同保有者】

- (1) 永田 豊志
- (2) AI inside株式会社

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

(1)【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）	2,972,300		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 （株・口）	A	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O 2,972,300	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） （ $O+P+Q-R-S$ ）	T		2,972,300
保有潜在株券等の数 （ $A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N$ ）	U		

(2)【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （令和2年12月16日現在）	V	8,553,900
---------------------------------	---	-----------

上記提出者の株券等保有割合（％） $(T / (U+V)) \times 100$	34.75
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（％）	

(3) 【共同保有における株券等保有割合の内訳】

提出者及び共同保有者名	保有株券等の数（総数） （株・口）	株券等保有割合（％）
永田 豊志	1,201,200	14.04
AI inside株式会社	1,771,100	20.71
合計	2,972,300	34.75